令和９年度税制改正要望書

一般社団法人徳島県法人会連合会
令和８年６月１０日

１．総論

令和８年度税制改正では、物価高への対応として、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設されたほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を１７８万円まで特例的に先取りして引き上げられた。「強い経済」 の実現をするために、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置が創設されたほか、租税特別措置等については、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等が行われた。税負担の公平性の確保に向けては、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等が行われた。このほか、自動車関係諸税について、自動車税等の環境性能割の廃止や軽油引取税の当分の間、税率の廃止等が行われた。また、国際観光旅客税の税率の引上げや防衛特別所得税（仮称）の創設等が行われた（令和８年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年９月に「令和８年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・ 政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行った。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長や事業承継税制における相続税、贈与税の納税猶予制度について特例承継計画の提出期限延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれる運びとなった。

国の令和８年度予算における一般会計の規模は、本年４月の衆参両議院での修正を経て、１２２．３兆円と前年度比＋７．１兆円で過去最大となり、初めて１２０兆円を超え、財政のおよそ２４％を国債に頼る厳しい財政状況が続いている。また、令和８年度末の国及び地方の長期債務残高は１，３４４兆円となる見込みであり、債務残高の対ＧＤＰ比率では、主要先進国中最悪の状況が続いており極めて深刻な状況にある。

このように、財政再建は喫緊の課題であるが、令和９年度税制改正要望については、エネルギーや原材料を中心とした価格は高止まりしており、さらに物価上昇を上回る賃上げが求められているなど、中小企業を取り巻く環境は非常に厳しく、ますます先の見通せない不安定な経営を強いられており、影響を受けている企業への支援策や経済活性化対策が緊急課題である。

特に、地方の中小・零細企業は厳しい状況下にあっても、地域経済の担い手であり、地域における事業と雇用が失われることなく、中小・零細企業が将来

に希望を持てる持続化・活性化に資する税制が是非とも必要である。以下要望事項を明記したので、十分な検討をお願いしたい。

２．税・財政改革等基本的な課題に対する意見要望

我が国財政は先進国の中でも突出して悪化している状況にあるにもかかわらず、財政健全化に向けた取り組みは進んでおらず、最も重要なのは失われた財政規律の回復に真正面から取り組むことである。

（１）社会保障制度の抜本的な見直しについて

令和８年度予算における社会保障関係費は３９．０兆円で、一般歳出に占める社会保障関係費の割合は５９．８％と極めて高くなっている。しかも、現役世代が大幅に減少する２０４０年に向けて、財源調達ベースとなるＧＤＰの伸びを大きく上回って増加していく。特に増加が著しい年金、医療、介護については給付の「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに、現状の「低負担：中福祉」から「中負担：中福祉」を目指すなど、小手先の見直しだけでなく、受益と負担の均衡がとれた社会保障制度を一刻も早く構築していくことを求める。

（２）社会保険料の負担について

社会保険方式を中心としている我が国の社会保障制度において、企業は事業主負担という形で社会保険料を拠出しており、その総額は、令和７年度予算で３８．８兆円（令和６年度３７．７兆円）と社会保障給付費の２８．２％を占めている。企業は、大幅な賃上げ要請や設備投資を求められるとともに、欠損法人も多く厳しい経営環境の中、被保険者の対象拡大も進むなど、一方的に引き上げられる社会保険料負担は極めて重いものがある。これ以上の負担増は、企業の活力が失われ経済全体にとってマイナスとなるので、早急に見直しを図ることを求める。

（３）徹底した行財政改革等について

エネルギーや原材料の高騰による物価高や、諸外国の貿易政策の変更、地政学的リスクの拡大等により、社会・経済の疲弊は目を覆うばかりの状況にある。その中でも、民間企業は血のにじむような企業努力をしており、政府においては、公務員の人員削減・国会議員や地方議員の大胆な定数削減及び報酬削減、特別会計と独立行政法人の無駄の削減等、行政改革を断行し、無駄な歳出は徹底的に排除することを求める。政治資金の問題については、政治資金規正法の見直しが行われたものの、依然として国民の政治に対する不信感は解消されていない。国民の信頼を取り戻す抜本的な政治改革を求める。

（４）消費税について

令和元年１０月から消費税の軽減税率が導入されたが、区分経理等事業者の事務負担が大きく、対象品目の判定も複雑であり、逆進性の緩和における実効性にも疑問が残る。税の三原則「公平・中立・簡素」に照らしても問題が多く、単一税率とすることを求める。

今般の衆議院選では「食料品に係る消費税率を２年間ゼロとする」ことが焦点となったが、消費税率引き上げによる増収分を含む消費税収は、すべて社会保障財源に充てるとされており、消費税率を引き下げた場合の減収分は別の財源を確保するか結局は国債に頼らざるを得ない。消費税率引き下げ対応２年間経過後、「給付付き税額控除制度」の導入検討時には、「軽減税率制度」と「インボイス制度」について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば制度の是非を含めて見直すことを求める。

（５）マイナンバー制度について

平成２８年１月からマイナンバーカードの運用が開始され、マイナポイント付与の推進策等により、カードの交付率は８２．１％（令和８年３月末現在）と増加しているものの、まだまだマイナポータル等の利用も十分進んでいるとは言えない状況である。令和６年１２月以降はマイナンバーカードの健康保険証利用が本格化し（現行の健康保険証の新規発行停止等）、昨年３月からは運転免許証として利用可能なサービスが開始された。このように、マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平公正な社会の実現のための社会基盤で、国民にとって有益な制度である。今後、マイナンバーカードの利便性を高めためるには、各種行政サービスの手続きをワンストップ化することが重要であり、国は、国民に対して本制度の意義や仕組み等について再度十分な周知を行い、過去に発生した人為的・システム的な不具合を改善・改修を図る中、データ漏洩等の不安を払拭し国民に信頼される制度として定着化に向けて一層取り組んでいくことを求める。

３．今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、少子高齢化や人口減少社会の急速な進展等を踏まえ、経済社会の大きな構造変化等にどのように対応していくべきか、税制全体を捉えた抜本的な見直しを求める。

４．税目別課題に対する個別要望

（１）法人税制

１）法人税の軽減税率について

中小法人に対する法人税の軽減税率の特例は、令和７年度税制改正では、所得の金額が年１０億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年８００万円以下の金額に適用される税率が１５％から１７％に引き上げられたうえで適用期限が２年間延長された。引き上げられた軽減税率１７％は税率を再検討したうえで、本件軽減税率の特例については、時限措置ではなく本則化することを求める。また、昭和５６年以来８００万円に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を１，６００万円まで引き上げることを求める。

２）中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について

対象となる少額減価償却資産の取得価額については、令和８年度税制改正において対象となる減価償却資産の取得額が３０万円未満から４０万円未満に引き上げられたが、損金算入額の上限（年間取得合計額３００万円）は据え置かれていることから上限撤廃を求める。

３）役員給与の損金算入について

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、特に年度途中の報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は本来、職務執行の対価であり原則損金算入できるよう見直しを求める。

４）引当金の損金算入について

退職給与引当金は、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰入について損金算入を認めることを求める。

５）南海トラフ巨大地震による被害から復興・再生を図るための実効性のある措置について

南海トラフの巨大地震が近い将来、日本列島を襲うことが予測され、被災地域の企業は甚大な被害を受け、サプライチエーンが分断され、国内経済に多大な影響を与えることが懸念される。令和５年度税制改正でも、中小企業の防災・減
災投資促進税制は対象資産の見直し及び延長がなされた
ところであるが、さらに、次のとおり制度の拡充を求める。

①　特別償却率を引き上げ、即時償却（最低でも５０％）とすること。

②　必要な資金を準備金として積み立てた場合、その積立額を損金算入可能とすること。

③　準備金を取り崩して再開投資を行う場合、特別償却を可能とすること。

（２）事業承継税制

１）事業承継税制については、中小企業の円滑な世代交代を促進するため、１０年間の特例措置として抜本的に拡充されているが､欧米諸国においては､「事業承継を優先させる」ことを主眼とし､事業用資産と一般資産を区分し､事業用資産の課税を控除あるいは軽減する税制となっている。わが国においても欧米諸国並みの本格的な事業承継税制の創設を求める。

２）取引相場のない株式の評価の見直しについては、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなどの問題が指摘されていることから、円滑な事業継承を行うためにも、特に親族内の事業継承においては過度な税負担とならないよう、一定の配慮を求める。

３）相続税・贈与税の納税猶予制度については、令和８年度税制改正では、法人の事業用資産において特例承継計画の提出期限が１年６ヵ月（令和９年９月まで）延長されたが、令和８年度税制改正大綱では､「令和９年１２月末までの適用期限到来後のあり方については、世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念に加えて、本措置の適用状況や課税の公平性等の観点も踏まえて多角的な検討を行い、令和９年度税制改正において結論を得る。」としている。多角的な検討を加える時には、法人全体に一律に適用させるのではなく規模別に猶予期間・猶予金額を設定する等、中小企業の実態に合わせた制度となる税制改正を求める。

（３）相続税・贈与税

１）相続税について

近年、出生率の低下に伴い被相続人一人当たりの相続人数が減少傾向にあり､相続人一人ひとりが被相続人から引き継ぐ財産を増加させる要因となっている。さらに、地価の上昇も相まって相続税の課税件数割合が年々増加していることから､「基礎控除のあり方」について見直しを求める。また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず､一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており､課税方式のあり方、具体的には遺産課税方式若しくは遺産取得課税方式への変更について検討することを求める。

２）贈与税について

令和５年度税制改正では､「相続時精算課税制度」が現行の暦年課税の基礎控除とは別に毎年１１０万円の基礎控除が創設された。また、一方で「暦年課税」において贈与を受けた財産を相続財産に加算する期間が相続開始前３年間から７年間に延長され、延長した４年間に受けた贈与のうち総額１００万円までは相続財産に加算しない見直しが行われた。基礎控除創設と加算期間が延長されたこと双方を踏まえて、贈与税の基礎控除１１０万

円と配偶者控除２０００万円の大幅増額の検討を求める。

（４）個人所得税制

１）各種控除制度の見直し

令和８年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、昨年度に引き続き基礎控除や給与所得控除の見直しが行われた。今後、直近２年間の物価上昇率をもとに、控除額を自動的に調整する仕組みを導入することとしており、制度改正の効果や事務負担等の影響を見据えた、今後の所得税や各種控除等のあり方について、また、政府・与野党にて社会保障制度改革を議論する場として新設された「国民会議」において協議される「給付付き税額控除」の制度設計についても慎重に検討することを求める。

２）　少子化対策

少子化対策は、保育所の充実など財政・行政面で総合的な施策を講じるとともに、税制面においては児童に対する税額控除など、抜本的な方策への見直しを求める。

（５）印紙税

デジタル化の推進により、ペーパーレス化が急速に進行していく中において、契約書等を書面作成又は電磁的記録とすることで可否判定が異なることは、公平性を著しく欠くこととなり印紙税の廃止を求める。

（６）地方の税制

１）固定資産税

地価は全国ベースで上昇傾向にあるものの、地方では低下傾向が続いており、固定資産税の負担増が懸念される。このため、評価方法及び課税方式を地域社会の現状に即したものへ抜本的見直しを求める。

①　土地の評価は収益還元価格で評価すること。

②　居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直しすること。

③　償却資産については、廃止を含めて抜本的に見直しすること。

２）外形標準課税

中小企業への適用拡大については、地域経済に甚大な影響を及ぼし、経済・社会の発展を阻害しかねないことから断固反対する。

３）事業税

電気供給業への収入金に対する課税については、国が再生可能エネルギーの普及促進を進めていることからも、中小企業等における太陽光発電等

の副業的な事業規模は課税対象から除くことを求める。

（７）その他

１） 電子申告

法人税の電子申告（e－Tax）について、利用者の一層の利便性向上のため、地方税の電子申告（e L Tax）との統一的な運用を求める。

以　上